# 学校いじめ防止基本方針

いわき市立綴小学校

## 1 目 的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- 全ての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく,安心して学校生活を送ることができるよう,いじめ防止及び解消について組織的に取り組む。

## 2 定義

- (1)「いじめ」の定義等
  - 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)。(以下「法」という。)第2条第1項)をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分が限定して解釈されることのないようにすること(例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。)。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の手引」より)

#### (2)「いじめ」解消について

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」 状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が 満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは,少なくとも3か月を目安とする。ただし,いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は,この目安にかかわらず,学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により,より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は,相当の期間が経過するまでは,被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し,期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は,改めて,相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し,心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(「いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改定 平成29年3月14日)より)

#### 3 いじめ防止対策委員会

- (1) 名称 いじめ防止対策委員会… 校長,教頭,教務主任,生徒指導主事他,校長が指名する職員によって構成。
- (2) 取組内容

委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように 努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の 適切かつ迅速な対応ができることを目指して、次の内容を遂行する。

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ②いじめの状況把握及び分析
- ③いじめを受けた児童に対する相談・支援
- ④いじめを受けた児童保護者に対する相談・支援
- ⑤いじめを行った児童に対する指導
- ⑥いじめを行った児童保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他いじめの防止に係ること

#### 4 いじめ防止のための取組(未然防止)

- (1) 自己肯定感を高める指導
  - ・児童をプラス評価する場面の設定(朝の会・帰りの会等)
  - ・集団への所属感の高揚と変容への評価(係活動,委員会活動等)
- (2) 日々の児童理解と観察
  - ・朝の会での十分な健康観察(表情・持ち物・会話等)
  - ・授業・休み時間での十分な観察(グループ活動への参加,孤立がちな児童等)
- (3)「困りごとアンケート」と個人面談
  - ・学期に1回実施し、それを資料として、個別面談を行う。
- (4) 全職員での情報交換
  - 毎週の職員打合せで、いじめを含めた生徒指導について、全職員で情報交換を行う。
- (5) 人権教育の推進
  - ・いじめを生まない学級作りをテーマにした学級活動の話し合い。
  - ・全校集会での人権について考える場の設定。
  - ・わかる授業の推進(少人数教育によるきめ細かな指導)
  - ・道徳科,各教科,特別活動,総合的な学習の時間における人権教育。
  - ・情報モラル教育の推進
- (6) 家庭や地域との連携
  - ・体験活動の促進
  - •情報交換

#### 5 いじめが発見された場合の対応(早期対応)

- (1) 初動の対応
  - ・いじめの訴えを受けた、またいじめを発見した職員は、生徒指導主事に報告する。
  - ・生徒指導主事は、いじめ対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。
- (2) いじめ防止対策委員会の協議
  - ・いじめ防止対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
- (3) 実態把握・解消に向けての対応
  - ・いじめ防止対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主事を中心にして実 態把握・解消に向けて、組織的に対応する。
- (4)関係機関との連携
  - ・専門的知識を有する者との連携
  - ・家庭との連携
- (5) 事後の支援
  - ・被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
  - ・緊急いじめプログラム・人間関係プログラムの実施
  - ・生命尊重の教育,人権教育の実施

## 6 年間計画

月	委 員 会 実 践 事 項	各学年実践事項	市・県・国調査
4	第1回いじめ防止対策委員会 情報交換(打合)	児童理解・家庭環境調査 教育相談	問題行動の調査 (市・県・国)
5		家庭訪問	
6	第2回いじめ防止対策委員会	困りごとアンケート	
7	取組評価アンケート・取組の見直し		実態調査(市)
8			
9			
1 0	第3回いじめ防止対策委員会	困りごとアンケート	
1 1		個別懇談	
1 2	取組評価アンケート・取組の見直し		
1	第4回いじめ防止対策委員会	困りごとアンケート	実態調査(市)
2			
3	取組評価アンケート・取組の見直し		

## 7 いじめによる重大事態が発生した場合の対応 (重大事態への対処)

- (1) 教育委員会と連携しての対応
  - ○速やかに教育委員会に報告するとともに, 指示を受ける
  - ○事実関係を速やかに調査し、実態を把握する
    - ・関係者への聞き取り ・アンケート調査
- (2) 調査結果に基づく対応
  - ○在校生及び保護者に対しての説明
    - ・事実

- 再発防止策
- ○マスコミ対応

## 8 評 価

- ○いじめ防止基本方針の取り組みに対し、毎学期末に評価アンケートを実施する。
- ○評価に基づき,いじめ基本方針の内容については,毎年度見直しを図る。